

「福島相双地域におけるドローン航路等を活用したドローンの社会実装に向けた業務支援」に係る募集要項

2024年4月4日
公益社団法人
福島相双復興推進機構
産業創出グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、(件名)を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島相双地域（※）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々へのコンサルティング支援の他、自治体へのまちづくり支援、『福島イノベーション・コースト構想』を背景とした福島相双地域の社会課題解決を目指した新技術や仕組みの実証・実装に向けた取組等を行っている。

特に、遠隔操作や自動制御により飛行させることで業務の効率化や省人化の手段としてさまざまな産業分野で期待されているドローンに注目。労働人口減少が急速に進む福島相双地域において、社会課題解決にはドローンの社会実装の早期実現が必要不可欠と認識。国が策定した「デジタルライフライン全国総合整備計画」（以下、「DLL 全総計画」という）に基づく海岸線ドローン航路の構築やそれをきっかけとした福島県域へのドローンの社会実装を目指すこととなった。

そこで、本業務は、DLL 全総計画を踏まえ当機構が策定した「福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画」（資料1）等の実行に向け、専門的かつ高度な知見・経験等を有するコンサルタントによる運用支援・業務設計支援等（以下、「コンサル支援」という）を行うものであり、これを通じ、福島相双地域におけるドローンの社会実装の早期実現に寄与することを目的とする。

（※）ここでの「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

2. 事業内容

- (1) 件名 福島相双地域におけるドローン航路等を活用したドローンの社会実装に向けた業務支援
- (2) 業務内容等

「福島相双地域周辺における海岸線ドローン航路構築およびドローン社会実装加速化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の運営支援

- ① 添付の資料1「福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画」に基づき、各タスクカテゴリ遂行に向けたコンサル支援を実施すること。
 - 事業モデルの確立
 - ・ドローン航路運営者の探索・選定・確定
 - ・運航事業者（航路利用者）の探索・選定・確定
 - ・ドローン航路サービス事業者の探索・選定・確定 など
 - 公的支援策の活用に向けた関連業務
 - ・イニシャル／ランニングコスト向け補助金等の探索・申請支援
 - ・その他公的支援策の活用可能性の模索、申請支援 など
 - 実運用への準備
 - ・インフラ（モビリティハブ、緊急着陸地点、電波送受信機器等）等航路設置に必要となる各種措置の設計・準備支援 など
 - 実証の支援

- ・ 航路活用実証の調査
 - ・ 実証にかかる補助金等の探索
 - ・ 運航事業者への声かけ など
- ② 状況に応じて「福島相双地域における海岸線ドローン航路構築計画」の適宜見直しを行う際のコンサル支援を実施すること。
- ③ 海岸線以外へのドローン航路拡張等を含む、ドローンの社会実装加速化に向けたコンサル支援を実施すること。
- ④ その他、関係者間打合せに関する会議運営（会議は2回／月程度）、関係者のタスク進捗管理等のコンサル支援を実施すること。
- (3) 業務期間 2024年5月下旬予定(契約締結日)～2025年3月24日
- (4) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 契約の要件

- (1) 予算規模：27,250,000円（税抜）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2024年4月4日（木）

締切日：2024年5月15日（水）12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

①2024年4月16日（火）17時（必着）までに、下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により質問してください。

②2024年4月23日（火）までに、弊機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載します。

(3) 提案可否の回答期限及び回答方法

2024年5月8日（水）17時（必着）までに、下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により回答してください。

(4) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 見積書（書式任意）
- ・ 企画提案書（書式任意）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 直近の財務諸表

・業務委託契約書（案） ※代案がある場合

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 審査方法

審査にあたっては審査委員会等により審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3. の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 採択事業者の決定及び通知について

採択事業者とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

- ① 事業の目的、内容
-1 事業目的

-2 事業内容

② 事業実施計画

-1 事業実施計画

③ 事業実施体制

-1 事業実施体制

-2 組織としてのネットワーク・人的基盤

-3 事業従事予定者の専門性、類似事業実績

-4 業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

工数および費用については、見積書に記載する。

業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含める。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当： 下田、加納

E-mail : kikou-koubo_r5-2@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

2024年度「福島相双地域におけるドローン航路等を活用したドローンの社会実装に向けた業務支援」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	